

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	健康診断	美保LPS-M00030	
		承認	
		作成	令和5年3月14日
		改正	令和6年2月14日
作成 部隊 等名	基地業務群衛生隊		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、第3輸送航空隊基地業務群衛生隊が依頼する健康診断（以下“役務”という。）について規定する。

### 1.2 履行場所

航空自衛隊美保基地及び契約相手方施設

### 1.3 関連文書

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

### 1.4 一般事項

本契約に関する全責任は、契約相手方が有する。

## 2 役務に関する要求

- a) 健康診断を実施する。（別紙参照）
- b) 本役務の実施日時は官側担当者と契約相手方担当者の調整により決定する。ただし、9月30日までに対象人員8割以上の健康診断を完了させることとする。
- c) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足りる数量を契約相手方が準備し、使用する。
- d) 本役務は受託側の検診車及び官側担当者の指定する場所において実施する。
- e) エックス線撮影後の読影、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行う。
- f) 検査結果は個人用として作成の上、健康調査票（問診票）、心電図表の写し及び胸部エックス線データと共に検査終了後3週間以内に官側担当者へ送付する。
- g) 契約相手方は個人用とは別に官側が指定する検査結果データ(csvファイル)を作成し、官側担当者に送付する。
- h) 作業時間：0800～1700（休憩時間を1200～1300とする。）

件名	定期の健康診断
----	---------

### 3 監督・検査

- a) 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施する。
- b) 本役務に関する事項において、官側と調整が必要な場合は、監督官及び検査官（以下“監督官等”という。）と調整し実施する。
- c) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 役務について

- a) 検査方法（問診を含む。）、結果判定基準、健康診断結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側担当者と受託側担当者による事前打ち合わせを行う。
- b) 契約相手方は、適宜に実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受ける。
- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置する。なお、受検者数が1日あたり300名を超える場合があることを考慮する。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は、適正な手続きにより契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施し、実施日時は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置）を行う。
- h) 健康診断実施時間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行う。
- i) 血液検査については、採血能力の優れた3年以上の実務経験を有する者を配置する。
- j) 胸部エックス線検査、胃部エックス線検査については、十分な経験を有する専門医による読影を行う。
- k) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告する。
- l) 受検者が複数の健康診断を受検し、判定に必要な項目及び問診事項が重複した場合は、先に実施した検査結果を基に判定する。

件名	定期の健康診断
----	---------

- m) 検査結果判定後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受検者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断資料により速やかに官側担当者に報告する。
4. 2 個人情報の取り扱いについて
- a) 受託側は、管理者が細心の注意を払い役務を行う。
- b) 受託側は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 受託側は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- d) 受託側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。
- e) 受託側は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- f) 受託側は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- g) 受託側は、個人情報の管理につき定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、受託側に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託側の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 その他の事項
5. 1 美保基地内共通事項
- 契約相手方は、美保基地において法令及び美保基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官等の指示に従わなければならない。
- a) 契約相手方は、役務履行の現場において美保基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整する。
- b) 契約相手方は、美保基地及び美保基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、美保基地司令等の許可を受けるものとする。
- c) 契約相手方は、美保基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従う。
- d) 契約相手方は、美保基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約相手方は、美保基地内における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得る。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しない。

件名	定期の健康診断
----	---------

f) 契約相手方は、役務に関連するデータについてファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとする。

5. 2 その他

a) この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受ける。

b) 作業に当たっては、他の物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責により回復する。

c) 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに契約担当官に返還する。

d) 役務に関し事故等が発生した場合は、受託側が速やかにその内容を官側に報告する。

e) 官側は、受託側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

## 件名及び実施項目

件名	項目	単位	予定数量
医師問診、一般検診	問診、視診、聴診、尿検査（たんぱく、糖、潜血）	件	1200
身体計測（自衛官）	身長、腹囲、体重、BMI、 遠距離視力	件	1100
身体計測（その他）	身長、腹囲、体重、BMI	件	100
結核検診	胸部X線撮影	件	1200
循環器、肝臓検診	※ <sup>1</sup> 血圧（座位）、心電図（12誘導）、 ※ <sup>2</sup> 生化学検査、※ <sup>3</sup> 血算検査	件	800
大腸がん検診	免疫学的便潜血反応（2日法）	件	560
肺がん検診（呼吸機能）	1秒率、%VC	件	400
肺がん検診（細胞診）	※ <sup>4</sup> 喀痰細胞診	件	25
胃がん検診	胃部X線撮影	件	560
性病検診	※ <sup>5</sup> 梅毒血清反応	件	20
歯科検診	口くう及び歯牙の理学的検査	件	1200

※1) 血圧は140/90mmHg未満を基準とする。それを超えた場合は再測定を行い、2回分の結果を合わせて報告する。

※2) TG, LDL, HDL, UA, BUN, CRE, GLU, AST, ALT,  $\gamma$ -GTPとし、採血を含む。

※3) 白血球数, 赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット, 血小板とし、採血を含む。

※4) ブリックマン指数600以上の受検者及び医師が必要と認めた受検者に実施する。

※5) 採血を含む。